

提 案 書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

以上

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に際して提案・意見提出の機会を戴き、厚く御礼を申し上げます。以下の通り私どもの意見を提出します。

検 討 項 目	具体的内容	
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1)第二種指定電気通信設備制度の検証	1) 要約(原文添付1参照) 規制根拠の差異につき、次の3案のいずれかの方向を比較検討し、現行の第二種指定電気設備の規制を、第一種指定電気設備と同水準にすべきと考えます。 ア)両指定電気通信設備制度の規制根拠の差異を撤廃し、同一の規制根拠を新たに定める。 イ)両指定電気通信設備制度の規制根拠の差異を撤廃し、新たに上位レイヤと下位レイヤごとに指定電気設備制度を設け、それぞれ規制根拠を新たに定める。 ウ)従来通り、第一種指定電気設備ではボトルネック性、第二種指定電気設備は電波の希少性を規制根拠にするが、規制根拠の差異をもって実際の規制の差異を設けないようにする。
		2) 要約(原文添付2参照) 本提案募集の接続箇所の設置や機能のアンバンドルに関する考え方は整理されていないという認識に賛成します。この考え方の整理は、ITU等が定義しているインタフェースごとの機能のアンバンドル化から進めるべきだと考えます。また、携帯電話会社が保有するプラットフォーム(課金、認証、位置情報提供機能等)やローミング機能もアンバンドル化の対象と考えます。
		3) 要約(原文添付3参照) 第二種指定電気通信事業者に対しても、第一種指定電気設備事業者と同様、規則、接続会計を法令で求めることによって、接続料算定の透明性向上を図る観点から、「適正な原価」や「適正な利潤」明確化を図るべきだと考えます。
		4) 上記3)参照。
		5) 要約(原文添付4参照) 接続会計等を導入することで、可能な限り情報の非対称性を解消するだけでなく、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の設備管理、原価管理の能力が向上する効果が期待できます。
	(2)ネットワークインフラの利活用	1) ローミングについては、アンバンドルの対象とするべきだと考えます。 2)
2. 固定ブロー	(1)FTTxサービス	1)

ドバンド市場の 公正競争環境 の整備		2)	
		3)	
		(2)DSLサービス	1)
	(3)ネットワークインフ ラの利活用	2)	
		3)	
		1)	
3. 通信プラット フォーム市場・コンテン ツ配信市場への 参入促進のため の公正競争 環境の整備	(1)通信プラットフォー ム機能のオープン化	1)	通信プラットフォーム機能を指定電気通信設備とし、必要な機能のアンバンドル化と接続箇所を設定することに賛成します(原文添付2参照)。
		2)	1-(1)-2)、添付3参照
	(2)紛争処理機能の 強化等	1)	
		2)	
		3)	
	(3)その他		プラットフォームの安全安心や個人情報のセキュリティを担保するための基準を策定し、事業者自身の内部監査との第三者機関または委員会等による外部監査の導入を検討すべきと考えます。
4. 固定通信と 移動通信の融 合時代等に おける接続ル ールの在り方	(1)接続料算定上の 課題	1)	
		2)	
		3)	
	(2)固定通信と移動 通信の融合時代等 における接続ル ールの在り方	1)	
		2)	
		3)	要約(原文添付5参照) 今後、事業者間を超えたサービスの融合が進めば、わが国でも導入される国際財務報告書基準(IFRS)との整合性が、焦点となる可能性がありますので、我が国の電気通信事業者に対する影響を調査すべきと考えます。

<記載要領>

- 1) 本提案募集の検討項目に対する提案・意見の場合「具体的内容」欄に提案・意見の具体的内容を御記入ください。
- 2) 検討項目の追加に係る意見の場合「具体的内容」欄に当該追加すべき検討項目に関する提案・意見の具体的内容を御記入ください。

添付1

1. モバイル市場の公正競争環境の整備、(1)第二種指定電気通信設備制度の検証の1)

①

検討項目に対する提案・意見

現在、第一種指定電気設備ではボトルネック性、第二種指定電気設備では電波の希少性を根拠に、事業者を規制しています。今後、その規制根拠の差異につき、次の3案のいずれかの方向を比較検討すべきだと考えます。

ア) 今後、固定と無線の融合が進展する可能性に鑑みて、両指定電気通信設備制度の規制根拠の差異を撤廃し、同一の規制根拠を新たに定める(注1)。

イ) 今後、固定と無線の融合が進展する可能性に鑑みて、両指定電気通信設備制度の規制根拠の差異を撤廃し、新たに上位レイヤと下位レイヤごとに指定電気設備制度を設け、それぞれ規制根拠を新たに定める。

ウ) 従来通り、第一種指定電気設備ではボトルネック性、第二種指定電気設備は電波の希少性を規制根拠にするが、規制根拠の差異をもって実際の規制(すなわち1-(1)-2)で論じる規制)の差異を設けないようにする。

既存の第二種指定電気設備事業者は、上記ア)イ)ウ)いずれの規制根拠であっても、規制対象の事業者とすべきだと考えます。

また、ア)イ)ウ)のいずれの規制根拠であっても、既存の第二種指定電気設備事業者の持つプラットフォーム等は、規制対象とすべきと考えます。たとえば、数例の基準案をあげると以下のようになります

- 現在の第二種指定電気設備事業者が上位のプラットフォーム等を利用者に提供している場合、その事業者が保有するプラットフォームも第二種指定電気設備とすること
- 第二種指定電気設備事業者とは別に、上位のプラットフォーム等を提供する事業者も、その事業の特性からネットワークの外部性が働いて寡占化が進む可能性があり、時期を見て、一定の環境下では指定電気設備として指定できること。すなわち上下のレイヤそれぞれ単独で、指定電気設備として指定できるようにすることが望ましい。

また、今後、特定の地域で独占する指定電気設備事業者の出現も予想されることから、MVNOに不当な接続料を請求しないようにするためにも、地域ごとにも指定電気設備事業者を指定できるようにすることが望まれると考えます。

この項での論点は、第二種指定電気設備に限定した話ではなく、今後の第一種指定電気設備も包含できると思われれます。

②

両制度の規制の差異については、プラットフォーム事業者やMVNOの促進等のためにも、現行の第二種指定電気設備の規制を、現行の第一種指定電気設備と同水準にすべきと考えます。

たとえば、電気通信事業法33条の2項において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、「接続料」及び「接続条件」について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければなりません。一方、電気通信事業法34条の2項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、接続料に相当する金額と接続条件について接続約款を定めた後、総務大臣に届け出ることになっています。今後、第二種指定電気通信設備においても、接続約款につき、総務大臣の認可を受けるべきだと考えます。

接続約款の公表は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者においては、電気通信事業法33条の11項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者においては電気通信事業法33条の5項において、総務省令で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければなりませんので、ここには差異はありません。今後とも、これらの項を緩和することがあってはならないと考えます。

検討項目の追加に係る意見

両指定電気設備を指定する基準において、今後、1つの個人ID(端末固有のIDではない)ひとつの電話番号で複数の端末を所有するケースも予想されます。あるいは、固定と通信の融合がシームレスに進むと、同じ端末で同じ利用者が第一種指定電気設備と第二種指定電気設備の両方、または第三者の設備を利用するケースもでてくると考えます。こうした環境下では、ひとつの端末で2つの電話番号を持った場合の契約数の扱いに関する議論と同様、新たな課題を提起する可能性があります。したがって、第一種指定電気設備と第二種指定電気設備を指定するにあたって、このようなケースをどのように扱うか定めた適正で公正な基準を検討する必要があると考えます。

また、プラットフォーム等の上位レイヤについても、寡占化が進んでいます。仮に、このレイヤを切り離した自由競争の政策が進んだとしても、ネットワークの外部性が働き寡占化する可能性があるため、指定電気設備として、どのように定めるか慎重な議論の上、その基準が必要と考えます。

注1)

両指定電気通信設備制度の規制根拠の差異を撤廃し、新たに規制根拠を裏付ける理論モデルを公募し、その理論モデルの便益、弊害、弊害の回避法を引き続き比較検討するよう提案します。例えば、発信側支払い原則(Calling party pays principle)は、無線電話でもボトルネック性を主張できません。発信側支払い原則は、着信者が費用を負担する課金モデルではボトルネック性の根拠を失うものの、競争原理が働くので、接続料の選定根拠を求める制度に依拠しますが、接続料は低減化する可能性があると考えます。

この項以上

添付2

1. モバイル市場の公正競争環境の整備、(1)第二種指定電気通信設備制度の検証の2)

通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、第二種指定電気通信設備と、これに関わるネットワークの多様な機能の利用を求める事業者の増加が見込まれますが、接続箇所（以下「POI」という。）の設置や機能のアンバンドルに関する考え方は、整理されていないという本提案募集の認識に賛成します。

まず、市場にニーズに応じてアンバンドル化するという従来の方法は従来の通り進めるべきだと考えます。加えて、第二種指定電気通信設備に関わるネットワークにおいて、POIやアンバンドルに関する考え方を整理して、必要な仕組みを以下の通り作るべきだと考えます。なお、この項は、第一種指定電気通信設備でも適用できると考えます。

ア) 第一に、ITU等が定義しているインタフェースごとの機能のアンバンドル化から進めるべきだと考えます。

イ) 第二に、主要携帯電話各社が持つプラットフォームやコンテンツレイヤ、特に、課金機能、認証機能、位置情報機能等は最初からアンバンドル化すべきだと考えます。

ウ) 第三に、ローミング機能も最初からアンバンドル化の対象にするべきと考えます。

エ) 上記の機能は、現行の法令の枠組みでいえば第二種指定電気設備に指定することが望ましいですが、仮に第二種指定電気設備に認定されない機能であっても、アンバンドル化の対象とすべきと考えます。

注)

ネットワークを保有しない事業者が、たとえば先行して検討が進んでいる NGN に接続する場合をモデルとして、サービス制御機能の利用に係わる垂直的な接続と水平的な接続に整理すると見通しがよくなります。このアプローチは、先行するモデルを携帯に流用できる材料を提供しますが、MVNOや携帯プラットフォーム事業者、一部の携帯電話会社は、固定網やNGN網を携帯網の一部に使う可能性もあり、このまま利用できるかもしれません。

垂直的な接続では、国際標準インタフェースのひとつである ISC があります。NTT の SNI もこの ISC とみなせると考えますが、SNI は、「端末機器からの要求に基づき、アプリケーションサーバー機器類から IP 通信網を介して SIP によるセッション制御機能を用いた通信、またはセッション制御機能を用いない通信を行うための機能」と定義されています。すなわち、SNI はエンド側のコンテンツ配信サーバーが端末と通信を行うための機能であり、重要なアンバンドルすべき機能だと考えます。

同様に、垂直的な接続では、3GPP および ITU-T 勧告では ANI があります。ANIは「第三者サービス提供者が網機能を用いるためのオープンサービスインタフェース」と規定(*1)しているので、仲介サーバーのアプリケーションがエンドエンドの通信に付加価値サービスを提供するための機能であり、重要なアンバンドルすべき機能になると考えます。

(1:ITU-T 勧告 Y.2012: Functional requirements and architecture of the NGN of Release 1, section 8.2)

一方、水平的な接続としては、NNIやUNIがあります。こうした標準的な機能とは別に、水平方向のアンバンドルとしては、たとえば、FVNO や MVNO は、サービス制御機能の利用に係わる水平的な接続で実現するサービスプラットフォームを介して、固定通信、移動通信を問わず、NGN のローミング機能を活用すると考えられます。したがって、ローミング機能は最初からアンバンドル化すべきだと考えます。ローミング機能は、NNI を介した水平方向の接続で、本文でローミングのアンバンドル化を主張した理由です。

このように、ITU等の勧告のフレームワークと、それ以外の競争政策上の必要性から予見される機能区分のフレームワークは、アンバンドル化の最初のフレームワークとして有効だと考えます。

わが国の現状に照らして、我が国の電気通信事業者の設備の機能とITU等の勧告する機能の対比表を、技術に明るい識者、キャリアやベンダーのエンジニアによる技術委員会等で作成することから進めるべきだと考えます。

また、こうした機能は、次の接続料や接続会計を提言に関わるメンバにも理解できるようにわかりやすい説明書と説明会を用意すべきだと考えます。こうした説明書や説明会は、インターネット等で一般にも公開されるべきだと考えます。この提案は、公正な接続料や接続会計の在り方を実現するために、技術者・学識経験者・法曹関係者・専門家(医師・弁理士・公認会計士・コンサルタント等)との相互の関係を交流を深めるための提言です。したがって、その方法は問わず、たとえば、金融や鉄道、自動車などの業界団体・学識経験者・消費者団体・法曹関係者・専門家が、情報通信業界との交流を促進を進める方法でもかまわないと考えます。このような人的なネットワークの基盤が、今後、他の産業の事業者が MVNO やプラットフォーム事業に進出する場合の事業計画等の立案を支援したり、評価する人的なインフラになると考えます。

検討項目の追加に係る意見

第二種指定電気設備は、第一種指定電気設備と同様、複数の設備区分を使っての1つの物理的な機能区分を提供することになると思われます。(N:1の関係)。逆に、第2種指定電気設備は、第一種指定電気設備でも課題となっておりましたが、サーバーやサーバー上で動くソフトウェアが複数の機能を提供することから、設備区分と物理的な機能区分は1:Nの環境もあると思われます。この対応関係を整理するために、仮想的なプラットフォーム(注)を設定し、ここに論理的な設備区分を設け、ROIを設置するべきと考えます。このプラットフォームの標準化を進める団体の設置か、第三のプラットフォーム事業者が登場する環境の整備を行うことを提言します。

注)

ここで示したプラットフォームの発想は、コンピュータの世界では、マイクロソフトのWINDOW等では、一般的な発想だと思われます。本来、プラットフォームは、サプライサイドに立つと、下位にある既存のテクノロジーの複雑性を隠すための単純階層を導入するイノベーションです(ジェフリー・ムーア「ライフサイクルイノベーション」翔泳社)。プラットフォームの導入は成長戦略で採用される製品やサービスのイノベーション戦略です。具体的には、このイノベーションの提供者が、ネットワークの外部性を活かしたバリューチェーン(コンテンツ等の流通)を実現するベースを提供し、第三者による次世代の製品やサービスの開発を促進させ、相互に成長させます。この戦略は、ロルフスが最初に明らかにした方法であり、WINDOWだけでなく、CDやブルーレイでも見られる方法(ロルフス「バンドワゴンに乗る」NTT出版)で、情報通信産業だけでなく、他の産業との融合を進めるにあたって、

我が国の新たな経済成長戦略において必須と思われます。なお、ここで述べたプラットフォームは、当面の間、仮想的な論理的なモデルの導入にはならざるえないと思いますが、いずれ実際の事業者の登場によって、現実味を帯びてくると思います。

この項以上

添付3

1. モバイル市場の公正競争環境の整備、(1)第二種指定電気通信設備制度の検証の 3)

①

電気通信事業法33条の13項において、第一種指定電気設備事業者に対し、接続会計を義務付けた上で、第一種指定電気通信設備接続会計規則において、接続会計の整理、報告、公表、接続会計整理手順書の作成と公表等を義務付けています。これらの法令は、接続料算定の根拠となる重要な情報の提供と透明性を確保するために重要な施策として機能してきました。

一方、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、電気通信事業法第34条第3項第4号で求める接続料を算定する「適正な原価」や「適正な利潤」の定義や算定方法について明確な基準はなく、第一種指定電気通信設備接続会計規則に相当する規則もありません。第二種指定電気通信事業者に対しても、第一種指定電気設備事業者と同様、規則、接続会計を法令で求めることによって、接続料算定の透明性向上を図る観点から、「適正な原価」や「適正な利潤」明確化を図るべきだと考えます。

こうした制度は、

- ・ プラットフォーム事業者やMVNO事業者の普及
- ・ 現在の接続約款の接続料が妥当か第三者や接続事業者による判断に必要であると考えます。

また、第二種指定電気通信設備制度に対する接続会計の導入し、利用部門と管理部門を分離し、両部門の収益・費用を整理することによって、携帯網市場における公正な競争環境を実現できると考えます。なお、プラットフォームの機能についても、明示的に、利用部門と管理部門を分離すべきだと考えます。

②

「適正な原価」・「適正な利潤」の内容や算定方法について、①でも言及したように、第二種電気通信事業設備においても、接続会計を法令で求めるべきだと考えますが、加えて、以下の点を考えるべきだと考えます。

ア)現在の移動通信網が最適に設計されているとは限らないことから長期費用増分方式(LRIC)での計算も必要であると考えます。

イ)LRICの導入は時間が必要と思われることから、トップダウンによるLRICまたは将来原価による対応も一時的に容認すべきだと考えます。

ウ)1-(1)-2)で言及した仮想的なプラットフォームの採用の是非に関わらず、第二種電気通信設備を保有する事業者に以下の点の明確化と公表、利用者からの要望があった場合の説明を義務づけるべきだと考えます。

i)移動通信網の設備区分、論理的な設備区分、機能区分

- ii)算定に使用したトラフィック
- iii)原価の流れの透明性とトレーサビリティを確保するための表、計算式等
- iv)iii)のわかりやすい手順書

エ)LRICや将来原価で原価を整理する場合は、イ)と同様の義務を第二種電気通信設備を保有する事業者に義務づけるべきだと考えます。接続料収入は、その機能に係る通信量等の需要の直近の実績値に接続料を乗じて得た額とする実際原価方式と、接続料原価を将来原価方式等により算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとしませんが、こうした通信量について、利用者にとってどこで利用しているか理解しやすい形で情報開示すべきだと考えます。

オ)LRICの計算の根拠等は、接続会計で求めるような監査はないと理解していますが、LRICや将来原価も、第三者による保証を行って、その正当性を担保すべきだと考えます。

カ)実際の検討に当たって必要な、携帯電話事業者からの事業計画等を含む、さまざまな情報開示が条件ですが、こうした情報に関するデューデリジェンスを第三者に実施させるべきだと考えます。

検討項目の追加に係る意見

移動体通信のデータ通信と音声通信の接続料の算定では、価格弾性率による接続料の原価算定も検討すべきかと考えます。この手法は、移動体通信でのデータ通信の普及を促進する可能性があります。ただし、この手法を採用した場合、接続料は、対応するコストに適正な利益を原価に加算して決める従来の方法ではなく、より柔軟で動的な構造を持つことになるので、従前の方法による原価計算も並行して進め、対比すべきだと考えます。

設備の経済耐用年数の扱いについては、長期に設備を保有している場合は原価削減に働きます。短期で処分している場合は、原価は上昇します。将来原価やLRI等のどんな方法で原価を算定しても、どの程度、原価削減効果があるのか常に比較検討する必要があり、事業者への負担をみながら、最適な方法を選択する必要があります。

この項以上

添付4

1. モバイル市場の公正競争環境の整備、(1)第二種指定電気通信設備制度の検証の4)

接続会計等を導入することで、可能な限り情報の非対称性を解消するだけでなく、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の設備管理、原価管理の能力が向上する効果が期待できます。その根拠として、以下の歴史的な経緯があります。

第一に、販売費と一般管理費の管理は、アメリカの独占禁止法であるクレイトン法の修正法であるロビンソン・パットマン法(販売価格差別禁止法)のもとで販売費の管理が発達したという研究があります。したがって、公正な競争環境を実現を期待できる接続会計等の制度も、ロビンソン・パットマン法と同様の効果が期待できると考えます。

第二に、アメリカでは、1936年頃から固定費の増大に伴ってハリス等による直接原価計算の研究が進みました。また、接続会計でも比較的最近の知見であるABC(活動型原価計算)を採用しました。米国では、AT&TがABCによって請求書の発行コストの削減を引き下げたという報告もあります。電気通信事業者は設備産業であり、限界費用が小さく固定費が主たる原価構造を持っています。このような環境下で、事業者にとってもABCの効用が期待できます。

以上の経緯に鑑みて、接続会計や接続料の原価の算定根拠の算定と公開を進めるべきだと考えます。特に、今後、ますます困難となる設備、なかでも無形資産の管理の向上は、我が国の情報通信産業の世界的な競争力の向上に資すると思われれます。また、今後、世界の経済が情報通信産業のような準公共財のようなモデルのビジネスに変容していくなかで、新しい原価の在り方を開発することは、有意義だと考えます。しかしながら、その費用対効果には十分に配慮するべきだと考えます。

なお、電気通信事業者の会計規則や接続会計等に係るデータの提出は、今後、XBRLを活用することを提案します。XBRLは、「財務情報が作成・流通・再利用できるように標準化されたXMLベースの言語です。国内外の投資者や金融機関、監督官庁、証券取引所などに加え、上場会社においても透明度の高い財務情報をタイムリー・スピーディーに把握できることが期待されることから、証券市場における機能の向上とともに、会社経営そのものに大きなインパクトを与えることが期待されています」(東証ホームページより抜粋)。詳細は、こちらをご参照ください。

<http://www.xbrl-jp.org/>

また、原価資料の明細を総務省に提出し、総務省で独自に計算できる仕組みを構築し、事業者の負担を軽減すべきと考えます。その情報と加工された情報については、原則、非開示とするは言うまでもありません。

この項以上

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方(2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方3)

検討項目の追加に係る意見

固定通信と移動通信の融合に限らず、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備が進んだ場合、事業者間を超えたサービスの融合が進み、わが国でも導入される国際財務報告書基準(IFRS)との整合性が、今後、焦点となる可能性がありますので、国際財務報告書基準に関する我が国を含む世界の電気通信事業者の対応と、我が国の電気通信事業者に対する影響を調査するべきと考えます。たとえば今後のIFRS対応の中での複数のサービスに関して識別すべき要件に該当するものを区分するためのルールの策定が必要かもしれません。MNOとMVNOとの取引や融合したサービス、クラウドコンピューティング等に影響する可能性があります。また、可能な限り、世界の電気通信事業者のベンチマークを進めるべきだと考えます。

なお、上記の収益の認識基準に関する論点においては、IAS第18号の認識基準(recognition criteria)は、原則、個々の取引ごとに適用されますが、一定の状況下では、取引の実質(the substance of the transaction)を反映するため、単一取引のうち個別に識別可能な構成部分(the separately identifiable components of a single transaction)に収益の認識基準を適用する必要があります。たとえば、物品の販売価格に、その後の役務の給付に係る識別可能な金額が含まれている場合、その金額は繰延べられ、役務が適用される期間にわたって収益として認識されことになり(IAS18,p13)、たとえば、製品の販売価格に、アフターサービスやソフトウェア販売での製品機能強化等、販売後の役務に対する識別可能な金額が含まれている場合、その額は繰延され、役務が実行される期間にわたり収益として認識されこととなります(IAS18 Appendix p11)。